

**平成26年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目 次**

◎所管事項

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」 への回答について	1
2 第3回みえ県民意識調査分析結果について	3
3 「高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」について	5
4 人口の社会減対策について	11
5 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について	15
6 国土強靭化の取組について	17
7 「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」について	23
8 テレビのデータ放送を活用した県政情報の発信について	25
9 審議会等の審議状況について（報告）	29

(別冊)

○三重県広聴広報アクションプラン（仮称）中間案

平成26年10月7日
戦 略 企 画 部

1 「『平成26年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に係る意見」への回答

●行政運営

戦略企画雇用経済常任委員会

行政運営番号	施策名	主担当部局名	委員会意見	回答
行政運営 1	「みえ県民力ビジョン」の推進	戦略企画部	<p>県民指標の目標達成状況が0.66であるにもかかわらず、B評価をしているが、自己評価であれば、より厳しめに判断されたい。</p> <p>みえ県民力ビジョン全体の進行管理を担う戦略企画部として、各施策の進捗状況をよく把握し、春や秋の政策協議での各部局への助言などを通じて、司令塔としての役割を果たされたい。</p>	<p>県民指標「各施策の『県民指標』の達成割合」の目標達成状況は0.66と低い結果になりましたが、56施策のうちA（進んだ）評価が8施策、B（ある程度進んだ）評価が45施策と、A・Bあわせて53施策となったことから、総合的に判断してB評価としました。</p> <p>戦略企画部は、「みえ成果向上サイクル（スマートサイクル）」に位置づけた重要な仕組みである「春と秋の政策協議」等を通じて、みえ県民力ビジョンの進行管理に努めています。</p> <p>「政策協議」では、事前に各部局と意見交換や論点整理を行う等により、協議内容の充実に努めるとともに、経営戦略会議や政策アドバイザーリスト制度の運用等を通じて、各部に対し必要な支援を行っています。</p> <p>これらの取組を通じ、引き続きみえ県民力ビジョンの計画全体としての目標達成に向け努力します。</p>
行政運営 6	広聴広報の充実	戦略企画部	県民指標について、県政に関心を持つ人が比較的多いと見込まれるe-モニターを活用せずに、意向を確認する方法を考えられたい。	<p>e-モニターは、無作為に抽出した候補者の内、モニター就任を承諾していただいた約1,200名の方を対象にアンケートを行うもので、比較的安いコストで県民の意向を把握できる有効な仕組みであると考えています。</p> <p>今後も、様々な手法により、幅広く県民の皆様のご意見を伺ってまいります。</p>

2 第3回みえ県民意識調査分析結果について

1 調査の分析

第3回みえ県民意識調査については、4月に集計結果報告を公表し、平成26年版成果レポートにその内容を反映しました。その後、戦略企画部内に設けたワーキングにより、専門家の助言を得ながら、詳細な分析を進め、8月4日に「みえ県民意識調査分析レポート」として公表したところです。

2 分析結果の主な内容

「みえ県民意識調査分析レポート」のうち、今回調査の新たな質問項目や特徴的な項目の主なものは、次のとおりです。

(1) 幸福感

10点満点で質問した幸福感は、第1回及び前回よりも高くなっています。

県平均と比べ幸福感が高いのは、性別では女性、年齢別では30歳代、配偶関係別では、有配偶の方などとなっています。

- ・ 幸福感の県平均値 6.75 (第1回 6.56、前回 6.68)

(2) 結婚

新たに結婚の意向を質問したところ、若い方の多くが結婚を望んでいることがわかりました。また、経済的な要素が結婚に対する意志や結婚そのものに影響をあたえている可能性が確認でき、この傾向は男性でより顕著に表れています。

- ・ 未婚者の「いずれ結婚するつもり」の割合 20歳代: 91.2% 30歳代: 80.1%
- ・ 結婚していない理由 男性 (1位: 出会いがない(54.2%) 2位: 収入が少ない(41.7%))
- ・ 男性(20~40歳代)の世帯収入別未婚割合 300万円未満: 61.3%、全体 36.1%

(3) 子ども

有配偶で就学前の子どもを持つ人の幸福感が特に高くなっています。

また、今回調査で親の住まいに関する質問を追加したところ、20~40歳代の有配偶の方では、親の住まいが近くにあるほど、実際の子どもの数も理想の子どもの数も多くなる傾向にあることがわかりました。

- ・ 有配偶で未子が就学前の方の幸福感平均値: 7.46 (県平均 6.75)
- ・ 実際の子どもの数 自分の親と同居: 1.80人 15分以内: 1.77人
15分~1時間以内: 1.67人 1時間以上: 1.51人

(4) 父親の育児参画

父親の育児参画についての考え方を新たに質問したところ、年齢層が低くなるほど「積極型(父親も母親と育児を分担して積極的に参加すべき)」の割合が高くなる傾向が見られ、性別では、女性の方が男性よりも「積極型」の割合が高くなっています。ただ、「許容範囲型(父親は時間の許す範囲で育児をすればよい)」も合わせると、9割近くの男性は父親も育児に関わるべきと考えています。

- ・ 県全体 積極型: 40.3% 許容範囲型: 49.6% 母親任せ型: 6.0%
- ・ 積極型の年齢別割合 20代: 56.3% 30代: 50.1% 40代: 46.3% 50代: 43.5% 60以上: 31.0%
- ・ 積極型の性別割合 男性: 35.8% 女性: 44.0%

(5) 女性の就労

女性の就労に関する考え方を質問したところ、子育て期に中断するか継続するかの違いはあっても、前回及び今回調査とも、7割近くの方が、子どもができてからも働くことが望ましいという考え方を持っていることがわかりました。

前回、今回とも「中断型(子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び働く方がよい)」の割合が最も多く、次に「継続型(子どもができるまで、ずっと働き続ける方がよい)」となっています。なお、仕事と子育ての両立がしやすい環境にあるとするならばという条件を付した質問を追加し、再集計を行ったところ、「継続型」が「中断型」を上回る結果となっています。

- ・ 当初回答 継続型：26.2% 中断型：43.0%
- ・ 条件付再質問後 継続型：40.7% 中断型：28.5%

(6) 多様な働き方

今回調査では、現在収入のある仕事に就いていない方も含めて、希望する就業時間を質問しました。その結果、専業主婦や高齢者においても、高い就労希望が見られます。ただし、多くは、週35時間未満のパートタイム相当の時間となっています。

- ・ 60歳未満の専業主婦の就業希望 1～35時間：80.7% 35時間～：11.7%
- ・ 高齢者(60歳代)男性の就業希望 1～35時間：63.3% 35時間～：13.8%
- ・ 高齢者(70歳以上)男性の就業希望 1～35時間：48.7% 35時間～：17.5%

(7) 地域や社会とのつながり

今回調査では、「孤立無業」の考え方を参考に会話の頻度について新たに質問したところ、会話の頻度が高いほど、幸福感が高い傾向が見られました。

また、地域の住みやすさについては肯定的な回答が8割以上あり、幸福感との関連も見られます。さらに地域活動への参加経験のある層の幸福感は、参加経験のない層よりも幸福感が高くなる傾向も見られました。

- ・ 家族との会話の頻度と幸福感 日常的に会話：6.86 全く会話しない：4.93

3 分析結果の活用と今後の調査

今回の分析結果は、「みえ県民意識調査」の結果得られたデータの範囲内で行ったものであり、府内各部局で把握に努めている現場のニーズ、他の統計調査の結果等と合わせて、県民の幸福実感の向上と政策のあり方等を議論、検討する材料の一つとして活用していきます。

また、アンケート調査の結果は、社会経済情勢など様々な要因に左右される可能性に留意する必要があり、経年変化を見るため、今後も調査を継続していきます。

3 「高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」について

1 目的

「高等教育機関と地域との連携の仕組みづくり」は、より多くの県内高等教育機関の学生や教職員が、地域のことに関心を持つとともに、地域課題の解決に向けて、地域のさまざまな主体と連携し、地域活動への参画を継続的に促進していく仕組みづくりを目指すもので、「みえ県民力ビジョン・行動計画」の選択・集中プログラム「県民力を高める絆づくり協創プロジェクト」の実践取組に位置づけられています。

2 取組概要

具体的な仕組みづくりに向けて、「きっかけづくり・参画機会の提供」「取組の共有と実践の支援」「すそ野の拡大」の3つの観点から、事業を展開しています。

(1) 「学生」×「地域」カフェ（交流フォーラム）

地域が実際に抱える課題の解決に向けて、学生と地域、企業、行政、NPO関係者等が意見交換や取組の実践などを行います。

この取組により、学生に対して地域活動へ参画する場やきっかけを提供するとともに、実践を通じて学生への情報提供のノウハウや地域課題の解決に向けた学生との連携の仕組みなどの検討へつなげます。

平成26年度は12のテーマについて学生とのマッチングの取組を進めしており、現在、8テーマについて取組に着手しています。12テーマのうち、1件は平成24年度からの継続テーマ、4件は平成25年度からの継続テーマとなっています。(各テーマの概要については別紙のとおり。)

なお、新たに学生との連携を検討しているテーマ等についても、随時、地域、大学、関係部局等から相談・提案を受け付けており、関係機関と調整を行っていきます。

(2) 「学生」×「地域」の取組事例発表会

学生が日頃地域で取り組んでいる活動とその成果を、より多くの県民の皆さんと共有するための発表の場として「ベストプラクティスコンテスト」を開催します。

<平成26年度開催計画案>

- ・開催日時：平成27年3月1日（日）
- ・開催場所：アストホール（アスト津）
- ・概要：コンテスト（カフェ等の事例発表）、ブース発表。

(3) 大学・地域連携シンポジウム

地域で活動する学生や、大学との連携に取り組む地域の皆さんを増やし、すそ野を広げていくため、高等教育機関関係者や地域活動に興味のある学生、学生との連携に前向きな地域の皆さん等を対象に、高等教育機関と地域との連携をテーマにした有識者による講演等のシンポジウムを開催します。

平成 26 年度も、昨年度と同様、「ベストプラクティスコンテスト」との同日開催を計画しています。(講師等は、選定中です。)

3 今後の進め方

引き続き学生と地域とのマッチングに取り組むとともに、これまでの取組において明らかとなつた課題やノウハウをもとに、「高等教育機関と地域との連携の仕組み」の構築に取り組みます。

別紙

平成 26 年度「学生」×「地域」カフェのテーマ別概要

1 平成 24 年度からの継続テーマ

テーマ	概要	連携先
①「第7回伊勢型紙匠の里フェスタ」へのスタッフとしての支援活動	<p>古くからの伝統工芸である伊勢型紙の技を通して、地域資源を広く紹介するイベントに、スタッフとして企画・運営を支援します。この取組を通じて地域のこと学ぶきっかけとし、地域の伝統産業を次代へ保存するために活動される皆さんとの交流を通じて、伝統産業の担い手不足などの課題について考える機会とします。</p> <p>【H26.5月より着手】</p>	伊勢型紙産地協議会、白子まちかど博物館、白子高等学校 他

2 平成 25 年度からの継続テーマ

テーマ	概要	連携先
②高齢化率 70% の限界集落における地域活性化取組への協力	<p>大台町大杉谷地域において、地域の活性化をめざして4年前に設立された「大杉谷地域活性化やったる会」が中心で行っている集落機能の低下を補うための様々な取組（耕作放棄地の活用、Iターンに向けた対策等）に学生が参画し、地域の課題を共有するとともに、活性化など学生目線から問題点を提起し、地域住民とともに今後の対策を検討します。</p> <p>【H26.4月より着手】</p>	県地域連携部地域支援課、大杉谷地域活性化やったる会、NPO 法人大杉谷自然学校
③若者の投票率向上のための選挙啓発支援活動	<p>選挙における投票率が特に低い若者世代に、選挙や政治に興味を持ち、実際に投票に行ってもらうために、学生が参画し、実際に選挙や政治の中身を知り、同世代の共感を呼ぶ効果的な選挙啓発について、企画立案・実践に取り組みます。この取組を通じて、県内の若者の選挙に対する興味を喚起するとともに、参加学生の選挙や政治への意識の向上を図ります。</p> <p>【H26.5月より着手】</p>	選挙管理委員会事務局、三重県明るい選挙推進連合会、ライトスタッフ（三重県若者選挙啓発ボランティア）

別紙

テーマ	概要	連携先
④地域で頑張る企業・NPOを“つたえ”“つなげる”学生レポート活動	<p>地域を“よくしたい”と頑張っている企業やNPOを学生が訪問・取材し、学生の視点からその魅力を広く情報発信します。取材を通じて、学生が三重県内の魅力的な企業やNPOの存在について知る機会になるとともに、取材を経験することにより、コミュニケーション能力、聞き出す力、情報をまとめる力を得る機会につなげます。</p> <p>【H26.7月より着手】</p>	NPO中間支援組織、企業関係者他
⑤「多文化共生啓発イベント」への参加	<p>本県の外国人比率は全国第3位となっており、国籍の数では102カ国となっています。外国人住民の人権尊重など多文化共生社会づくりに向けた地域社会の意識の醸成の図るために開催する「多文化共生啓発イベント」への企画立案、準備、当日の運営に参画します。</p> <p>【未着手】</p>	県環境生活部多文化共生課、伊勢市、伊勢市国際交流協会、JICA三重県デスク、三重県国際交流財団、伊勢市人権フェスティバル実行委員会他

3 平成26年度からの新規テーマ

テーマ	概要	連携先
⑥飲酒運転0(ゼロ)をめざすCampaignキャンペーンの企画運営への参画	<p>飲酒運転の根絶のため、飲酒運転0(ゼロ)をめざす教育・啓発により、規範意識の定着を図ることが重要です。この取組の一環として、飲酒を始める時期である大学生等に対する飲酒運転0(ゼロ)をめざすキャンペーンを開催します。</p> <p>どうしたら若者的心をとらえ、一人ひとりの意識に訴えることができるか、当事者である学生の皆さんとともに啓発手法等を企画・検討し、実施します。</p> <p>【未着手】</p>	県環境生活部交通安全・消費生活課、三重県警察本部、(一財)三重県交通安全協会
⑦地域資源を生かした環境教育事業	<p>大杉谷自然学校では地域に密着した環境教育事業を実施しており、夏季のキャンプでは地元の住宅に民宿するなど、子どもたちに地域住民と触れ合う現場を提供しています。このキャンプに学生がスタッフとして参加することで、子どもの野外活動の指導経験や限界集落地域の実情などを実感する機会とします。</p> <p>【H26.7月着手】</p>	NPO法人大杉谷自然学校

別紙

テーマ	概要	連携先
⑧「110番の日」の啓発イベント	<p>毎年1月10日は、「110番の日」として、全国一斉に、110番通報制度の周知と正しい利用の促進を広報するため、様々なイベントを行っています。学生がスタッフとして「110番の日」のイベントを企画し、参加することを通じて、警察業務に対する理解を深めます。</p> <p>【未着手】</p>	県警察本部生活安全部通信指令課
⑨三重県警察サイバー防犯ボランティアと連携したサイバー犯罪被害防止イベント	<p>近年、県民の身近で負担になる犯罪となっている「サイバー犯罪」から県民を守るため、インターネット世代を中心とし、サイバー犯罪の被害を防止するための広報啓発イベントを実施します。学生がサイバー防犯ボランティアとして参加し、企画段階での広報資料の作成、当日の運営等を行います。</p> <p>【H26.7月着手】</p>	県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課
⑩地方鉄道におけるマイレール意識とまちづくり	<p>多くの地方鉄道が乗車人員の減少等により存続が危ぶまれる中、鉄道を利用する学生時代から「マイレール意識」を持つことや鉄道を幹とした魅力的なまちづくりについての事業を行政側と共に学生に考えてもらい、私の鉄道、私のまちという思いを形成することを目指します。</p> <p>【H26.6月着手】</p>	北勢線事業運営協議会（桑名市・いなべ市・東員町・三岐鉄道）
⑪みえの少子化対策を考えるフューチャーセンター事業	<p>県民総ぐるみでの少子化克服のため、NPO、企業、学生、行政などの様々な主体から参加者を募り、「少子化克服のための新たなアイデア」を、未来志向で、多様な視点から考える交流の機会（フューチャーセンター）を創設します。この機会を通じて、様々な主体がつながり、知恵を出し合うプロセスで新たなアイデアが生まれることの有効性、可能性を経験し、参加者の少子化克服に関する意識の醸成につながるとともに、有用なアイデアの実現に向け、関係者それぞれが検討し、実践につなげていきます。</p> <p>【未着手】</p>	県健康福祉部子ども・家庭局少子化対策課、地域の多様な主体（NPO、企業、団体、市町等）

別紙

テーマ	概要	連携先
⑫福井県と三重県との若者交流事業	<p>「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」の参加県である福井県と三重県との共同事業のとして実施し、地域づくりに取り組む両県の若者グループ（社会人を含む）が、日頃の活動について情報交換会等を行うことで、お互いの活動の参考になるとともに両県の若者の交流を深めます。</p> <p>【H26.9月着手】</p>	福井県男女参画・県民活動課

4 人口の社会減対策について

1 現状

(1) これまでの取組

人口の社会減対策としては、県内の産業を活性化させ、良質な雇用を創出することが最も重要であることから、国の成長戦略に先駆けて策定した「みえ産業振興戦略」や「三重県中小企業・小規模企業振興条例」等に基づき、県内産業の活性化を県政の重要な課題として推進してきました。

また、南部地域の活性化についても、選択・集中プログラムに位置づけ、若者の就労支援や移住・定住の取組等に注力してきました。

(2) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会による人口推計の公表

増田元総務大臣を座長とし、民間の有識者で構成される「日本創成会議・人口減少問題検討分科会」から 2040 年時点の将来推計人口が本年 5 月に発表され、人口移動が収束しない場合において、2040 年に若年女性が 50% 以上減少し、将来的に消滅するおそれのある自治体が県内で 14 市町に上り、これらのうち人口が 1 万人未満となる自治体が 8 市町に上るという、大変厳しい結果が提示されました。

(3) 庁外の有識者等との議論

① 三重県経営戦略会議

本年 2 月に開催された平成 25 年度第 4 回「三重県経営戦略会議」において、「『極点社会』の回避のために」をテーマに議論を行って以降、3 回連続で人口の社会減対策をテーマに議論を実施しました。

平成 25 年度第 4 回 「『極点社会』の回避のために」

平成 26 年度第 1 回 「若者の流出防止策」

平成 26 年度第 2 回 「人口の社会減対策～『学ぶ場』の視点から」

「人口の社会減対策～『暮らす場』の視点から」

② 県内高等教育機関の長と知事との意見交換会

大学進学時の県外流出が課題となっていること、県内高等教育機関は「働く場」や「暮らす場」としての地域の魅力向上にも大きな影響を与えることから、県内高等教育機関と県とで人口の社会減に関する認識・課題を共有し、意見交換会で出された内容を県の政策の検討に活用するとともに、各高等教育機関の独自の取組につなげていただくため、「県内高等教育機関の長と知事との意見交換会」を 7 月に初開催しました。

(4) 庁内検討体制

三重県の社会減対策のあり方と具体的な取組の方向性を検討するためには、本年6月に各部の副部長等を構成員とする「人口の社会減対策検討会議」を設置しました。検討会議の下に「学ぶ場」「働く場」「暮らす場」の3つの検討部会を設置して、それぞれの視点で統計データに基づいた定量的な実態把握を行うとともに、有識者をはじめ県内外の関係者の意見も伺いながら、課題を抽出する予定です。

(5) 「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」による提言

8月7日に知事と西川福井県知事がネットワークを代表して菅官房長官に対し、企業の地方分散や大学の地方への分散及び魅力向上・充実など、人口減少対策に関する提言書を手渡しました。

(6) 国の動き

9月3日に安倍総理大臣を本部長とする「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されました。年内に国としての人口の長期ビジョンと総合戦略を策定する見込みです。

2 今後の取組方向

(1) 国への働きかけ

国に対しては、企業の本社機能等の地方への分散や大学の地方への分散（収容力向上を含む）及び魅力の向上・充実に向けた運営面を含めた支援、地方の実情に合わせて自治体が自由に使うことができる新たな交付金の創設など、「学ぶ場」「働く場」「暮らす場」の充実に向けた取組の実施を引き続き働きかけます。

(2) 県版総合戦略の策定

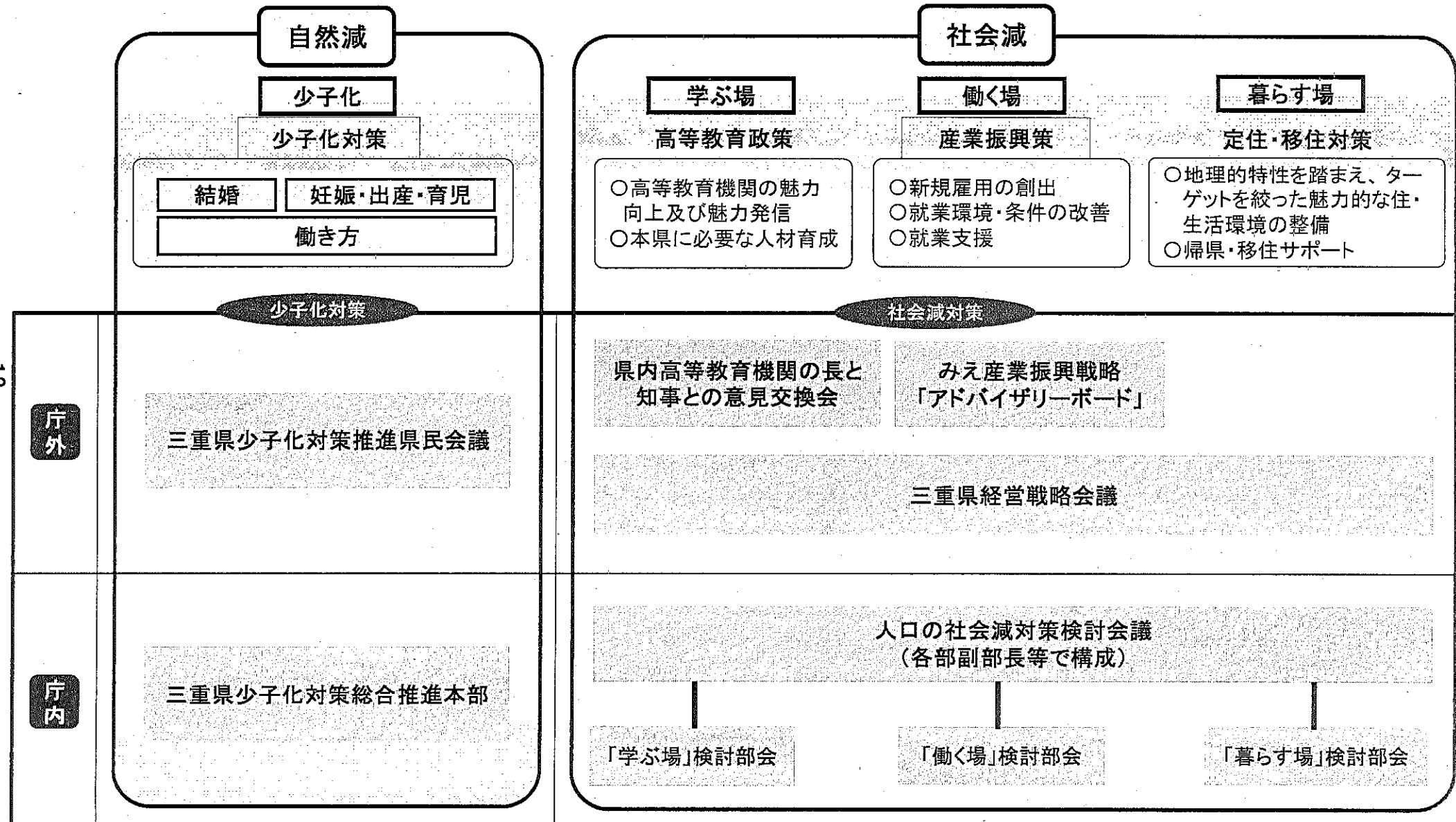
また、国では年内に総合戦略を策定することとしており、地方においても平成27年度中に都道府県版総合戦略の策定が求められる見込みです。県版総合戦略の策定にあたっては、創生本部の動きを注視しながら、具体的な内容が明らかになった時点で速やかに市町等とも情報を共有し、連携・調整を行います。

(3) 平成27年度の県の取組

県としては、引き続き、「みえ産業振興戦略」等に基づく県内産業の振興や南部地域活性化プログラムに基づく移住・定住等の取組などに取り組むとともに、まずは、平成27年度は「学ぶ場」を中心とした若者の県内定着に向けた取組に注力します。



三重県における検討・推進体制



「まち・ひと・しごと創生本部」の概要について

1 目的

人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生する。

2 設置年月日

平成26年9月3日（閣議決定）

3 構成

- 本部長：内閣総理大臣
- 副本部長：地方創生担当大臣、内閣官房長官
- 本部員：他の全ての国務大臣
- 事務局：まち・ひと・しごと創生本部事務局（内閣官房）

4 基本方針（第1回本部会議（平成26年9月12日）決定）

○基本目標

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、従来の取組の延長線上にはない次元の異なる大胆な政策を、中長期的な観点から、確かな結果が出るまで断固として力強く実行していく。

○基本的視点

- ①若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ②「東京一極集中」の歯止め
- ③地域の特性に即した地域課題の解決

○取組事項

- ①地方への新しいひとの流れをつくる
- ②地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
- ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- ④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守る
- ⑤地域と地域を連携する

○基本姿勢

- ①的確・客観的な現状分析と将来予測を踏まえた政策目標を設定し、効果の高い政策を集中的に実施
- ②各府省庁の「縦割り」を排除し、ワンストップ型の政策を展開
- ③人口減少克服のための地域の効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築
- ④地方の自主的な取組を基本とし、国はこれを支援
- ⑤現場に積極的に出向き、事例を通じ得られた知見を今後の施策展開に活用

5 国における主な取組予定

- まち・ひと・しごと創生に関する基本理念や基本的方向を示す「まち・ひと・しごと創生法」の制定（今臨時国会）
- 人口減少の克服や地域活性化に関する平成32年（2020年）までの5カ年計画「総合戦略」を策定（平成26年中）
- 50年後に1億人程度の人口を維持することを目標とした将来展望を示す「長期ビジョン」を策定（平成26年中）

5 広域連携の取組（知事会議の開催結果）について

1 第25回紀伊半島知事会議

- (1) 開催日 平成26年7月8日(火)～9日(水)
- (2) 開催場所 和歌山県熊野那智大社
- (3) 主な概要
- 紀伊半島大水害からの復興を進めるため、近畿自動車道の整備推進、熊野川の一元的な管理による総合的な治水対策を国に要望していくことを決めました。
 - 紀伊半島のさらなる魅力発信と誘客を図るイベントを3県が連携して取り組むとともに、熊野古道の保全のあり方について情報交換していくことになりました。
 - ドクターへりの運航について、和歌山県と三重県で相互応援協定の締結に向け検討していくことを合意しました。
 - リニア中央新幹線について、三重・奈良ルートによる東京・大阪間の全線同時開業がなされるよう、今後も情報交換していくこととしました。
 - 半島振興について、財政措置の充実や半島振興法の延長を、半島地域振興対策協議会を通じて国に要望していくことを決めました。

2 全国知事会議

- (1) 開催日 平成26年7月15日(火)～16日(水)
- (2) 開催場所 佐賀県唐津市
- (3) 主な概要
- 地方六団体で設置した「農地制度のあり方に関するプロジェクトチーム」でとりまとめた「農地制度のあり方」について協議が行われ、了承が得られました。今後、様々な機会を通じ提言等を行うこととなりました。
 - 増田寛也元総務大臣が、人口減少の要因や今後の人口推計、少子化対策と東京一極集中対策との同時対応、国民の基本認識の共有化等について講演を行い、意見交換が行われました。
 - 少子化の現状に対する抜本的な強化対策について協議が行われ、「少子化非常事態宣言」を行うこととしました。
 - ウーマノミクスの進展のため、働きやすい環境の整備や女性活躍促進の仕組みづくり等について協議が行われ、これらについては、国に対し提言をしていくこととしました。
 - 新藤総務大臣との意見交換では、鈴木知事が「農地制度のあり方」について説明を行うとともに、今後、国が見直しを行う際には、地方と十分協議を行うよう依頼したところ、大臣から、「意見を政府に持ち帰り、対応を検討したい。」との回答を得ました。

3 ふるさと知事ネットワーク第8回知事会合

(1) 開催日 平成26年7月31日(木)～8月1日(金)

(2) 開催場所 三重県志摩市

(3) 主な概要

- 地方の活性化につながる「人口減対策（自然減・社会減への対策やふるさと政策）」について、各県の取組や提言を基に意見交換を行いました。
- 株式会社小松製作所相談役の坂根正弘氏より、民間企業の立場から地方活性化の方策などについて講演いただきました。
- これらの意見交換を踏まえ、各県からの提言を取りまとめた「自立と分散による地方創生を目指す緊急アピール」を採択しました。（8月7日に、菅内閣官房長官に対して提言内容の取組について要請しました。また、「まち・ひと・しごと創生本部」の設立後に、改めて具体的な提言を行うこととしました。）
- 地方として研究を行っていくべきと考えられるものについて、第3期共同プロジェクトとして検討を行っていくことについて合意し、今後、事務担当レベルで内容を調整していくこととなりました。

6 國土強靱化の取組について

1 國の取組

平成 25 年 12 月、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとして、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する國土強靱化基本法」が成立・施行されました。

平成 26 年 6 月には、國土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「國土強靱化基本計画」が閣議決定されるとともに、基本計画を着実に推進するため、毎年度、施策の進捗を評価し、今後の取り組むべき方針を示した「國土強靱化アクションプラン 2014」が策定されました。

また、都道府県や市町村による國土強靱化にかかる計画策定の指針として、「國土強靱化地域計画策定ガイドライン」も策定されました。

【國土強靱化基本計画の概要】

- 大規模自然災害のみを対象
- 「起きてはならない最悪の事態」を想定して、それを回避するため、脆弱性評価を実施し、その結果に基づき 15 の施策分野ごとに推進方針を策定
- 計画内容は概ね 5 年ごとに見直し

2 県の取組方針

三重県では、南海トラフ地震の発生が危惧され、事前防災及び減災の取組を進めることが喫緊の課題となっていることから、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、事前に的確な施策を実施していくため、「國土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考にして、「三重県國土強靱化地域計画（仮称）」を策定します。

なお、昨年度策定した「三重県新地震・津波対策行動計画」等の内容を踏まえて、策定していきます。

【県の地域計画の策定案】

- 対象リスクは、國の基本計画と同様、大規模な自然災害のみとします。
- 概ね 10 年先を見据えた計画とし、必要に応じて、みえ県民力ビジョン・行動計画の改定等にあわせ、内容を見直すこととします。
- 策定手順は、「國土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、①目標やリスクシナリオ（最悪の事態）の設定、②脆弱性評価、③リスクへの対応方策の検討の順に進めます。
- 毎年度、取組の進捗を把握し、翌年度の取組に反映します。

3 今後の予定

平成 26 年 10 月	目標の明確化、リスクシナリオの設定
10 月～12 月	脆弱性調査（分析・評価・課題の検討）
27 年 1 月～2 月	リスクへの対応方策（目標値等）の検討
3 月	中間案の作成、市町への説明、 県議会常任委員会へ中間案の提示
4 月	パブリックコメントの実施
5 月	最終案の作成、市町への説明
6 月	県議会常任委員会へ最終案の提示、策定・公表

強くしなやかな国民生活の実現を図るための 防災・減災等に資する国土強靭化基本法 概要

基本理念

国土強靭化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通して、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。

基本方針

- 人命の保護が最大限に図られること。
- 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持され、我が国の政治、経済及び社会の活動が持続可能なものとなるようにすること。
- 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- 迅速な復旧復興に資すること。
- 施設等の整備に關しない施策と施設等の整備に関する施策を組み合わせた国土強靭化を推進するための体制を早急に整備すること。
- 取組は、自助、共助及び公助が適切に組み合わされることにより行われることを基本としつつ、特に重大性又は緊急性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- 財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、その重点化を図ること。

施策の策定・実施の方針

- 既存社会资本の有効活用等により、費用の縮減を図ること。
- 施設又は設備の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。
- 民間の資金の積極的な活用を図ること。
- 大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。
- 人命を保護する観点から、土地の合理的な利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

国土強靭化基本計画の策定

※国土強靭化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化基本計画を定めること。

○策定手続

◆案の作成(推進本部)

※ 都道府県、市町村等の意見聴取

※ 透明性を確保しつつ、公共性、客觀性、公平性及び合理性を勘案して、施策の優先順位を定め、その重点化を図る。

◆閣議決定

○記載事項

- 対象とする施策分野
- 施策策定に係る基本的指針
- その他施策の総合的・計画的推進のために必要な事項

評価結果に基づき策定

脆弱性評価の結果の検証

脆弱性評価の実施

- 国土強靭化基本計画の策定の作成に当たり、推進本部が実施。
- 推進本部が指針を作成。
- 最悪の事態を想定し、総合的・各観的に行動。
- 関係行政機関の協力を得て実施。

国土強靭化地域計画の策定

※ 国土強靭化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となるべきものとして、国土強靭化地域計画を定めることができる。
【都道府県・市町村が作成】

指針となる

国の他の計画
(国土強靭化基本計画を基本とする)

指針となる

都道府県・市町村の他の計画

国による施策の実施

※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

都道府県・市町村による施策の実施

国土強靭化推進本部の設置

- 国土強靭化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靭化推進本部を設置。
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官、国土強靭化担当大臣、国土交通大臣 【本部員】他の国務大臣
- 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

その他

- 国土強靭化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

国土強靭化基本計画の概要

平成26年6月3日
閣議決定

国土強靭化基本計画について

- 国土強靭化基本法第10条に基づく計画で、国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となるもの（アンブレラ計画）
- 脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める

●国土強靭化の基本的考え方(第1章)

【理念】

○国土強靭化の基本目標

- ①人命の保護
- ②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システム【特に配慮すべき事項】

を平時から確保し、国の経済成長の一翼を担う

【基本的な方針等】

- 依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・協調」型の国土の形成
- 施策の重点化、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- 既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
- OPPP/PFIによる民間資金の積極的な活用
- OPDCAサイクルの繰り返しによるマネジメント 等
- オリンピック・パラリンピックに向けた対策 等

●脆弱性評価(第2章) 略

●国土強靭化の推進方針(第3章) ~施策分野ごとの推進方針~

【行政機能／警察・消防等分野】

- ・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進 等
- 【住宅・都市分野】

- ・密集市街地の火災対策、住宅・学校等の耐震化、建築物の長周期地震動対策 等

【保健医療・福祉分野】

- ・資機材、人材を含む医療資源の適切な配分を通じた広域的な連携体制の構築 等

【エネルギー分野】

- ・エネルギー供給設備の災害対応力、地域間の相互融通能力の強化 等

【金融分野】

- ・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】

- ・情報通信システムの長期電力供給停止等に対する対策の早期実施 等

【産業構造分野】

- ・企業連携型BCP/BCMの構築促進 等

【交通・物流分野】

- ・交通・物流施設の耐災害性の向上 等

【農林水産分野】

- ・農林水産業に係る生産基盤等のハード対策や流通・加工段階のBCP/BCM構築等ソフト対策の実施 等

【国土保全分野】

- ・防災施設の整備等のハード対策と警戒避難体制の整備等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策 等

【環境分野】

- ・災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を可能とする廃棄物処理システムの構築 等

【土地利用(国土利用)分野】

- ・多重性・代替性を高めるための日本海側と太平洋側の連携 等

【リスクコミュニケーション分野】

- ・国や自治体、国民や事業者等の自発的取組促進のための双方向コミュニケーション、教育、訓練 等

【老朽化対策分野】

- ・長寿命化計画に基づく、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】

- ・自然災害・老朽化対策に資する優れた技術の研究開発、普及、活用促進 等

●計画の推進と不断の見直し(第4章)

- 今後、国土強靭化に係る国の他の計画について必要な見直しを行いながら計画を推進
- 概ね5年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
- 起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画(※)を毎年度の国土強靭化アクションプランとして推進本部が策定。これにより施策やプログラムの進捗管理及び重要業績指標等による定量的評価を実施。
- (※)プログラムごとの推進方針(略)に重要業績指標(KPI)を加えて作成
- 重点化すべき15プログラムを重点的に推進

国土強靭化基本計画 第2章の「脆弱性評価」の概要

- 達成すべき国土強靭化の目標（「事前に備えるべき目標」）を設定
- 目標の妨げとなる事態として、仮に起きれば国家として致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を設定
- その事態を回避するための施策等の進捗状況を把握し、脆弱性を総合的に分析・評価

◆ 「事前に備えるべき目標」

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

◆ 「起きてはならない最悪の事態」の例（抜粋）

- 大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
- 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
- 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
- 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
- サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
- 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止
- ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
- 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

◆ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策等の例（抜粋）

- 住宅・建築物の耐震化
- 応急用食料の充足
- 石油製品の備蓄
- など

国土強靭化地域計画策定ガイドラインの概要

国土強靭化地域計画策定ガイドラインについて

- 国土強靭化地域計画は、国土強靭化基本法第13条に基づき、都道府県又は市町村が定めることができる計画で、当該都道府県等の区域における国土強靭化に係る当該都道府県等の他の計画等の指針となるもの（アンプレラ計画）
- 国土強靭化地域計画の策定が円滑に図られるよう、指針としてとりまとめたもの

ガイドラインの構成

はじめに

I 國土強靭化とは

1. 國土強靭化の理念
2. 國土強靭化を推進する上での基本的な方針等
3. 防災との違い
4. 基本的な進め方
5. ハード対策とソフト対策の組み合わせ
6. 民間、住民とともに主体的に行う取組

II 國土強靭化地域計画(地域強靭化計画)とは

1. 地域強靭化計画の位置付け
2. 基本計画との関係
3. 地域強靭化計画において定める内容
4. 策定主体
5. 計画の対象とする区域と取組
6. 他の計画との関係
7. 地方公共団体の地域強靭化計画間の調和について
8. 地域強靭化を計画的に推進する3つの主なメリット
9. 地域強靭化計画策定のスタンス

III 策定手順とそれぞれの策定手法

1. 策定体制の構築
2. 基本的な進め方
 - [STEP1] 地域を強靭化する上での目標の明確化
 - [STEP2] リスクシナリオ(最悪の事態)、強靭化施策分野の設定
 - [STEP3] 脆弱性の分析・評価、課題の検討
 - [STEP4] リスクへの対応方策の検討
 - [STEP5] 対応方策について重点化・優先順位付け

IV 計画の推進と不断の見直し

1. 他の計画等の必要な見直し
2. 計画の進捗管理
3. 計画の不断の見直し

V 国への相談等

7 「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」について

1. 現在の策定状況

「三重県広聴広報アクションプラン（仮称）」（以下、「プラン」）について、常任委員会や庁内会議での議論を踏まえ、別添のとおり中間案をとりまとめました。

2. 中間案の骨子

第1章 プラン策定の背景

1. 県政を取り巻く環境変化と広聴広報活動
2. 本県の広聴広報活動における課題

第2章 プランの基本事項

1. プランの位置付け
2. 基本的な考え方
3. 3つの「視点」／3つのメディア
4. 戦略／戦略目的
5. 具体的取組の検証と展開

第3章 具体的取組

3. 中間案における主な変更・追加事項

- (1) 広聴広報活動を行う対象の表現を「顧客」から「県民」に変更
- (2) 戦略的に広聴広報活動を行う前提として、「受け手のニーズに関わらず、行政として必ず伝えなければならない情報を提供するという観点」を基本とする旨を、プランの「基本的な考え方」に追加
- (3) 6つの戦略ごとに達成すべき項目（戦略目的）の評価指標や数値目標と、これらを実現する具体的取組の設定（最終案に向けて検討中）

4. 今後のスケジュール

- ~平成26年10月末：具体的取組の検討及び最終案とりまとめ
- 平成26年11月中：庁内会議等による庁内調整
- 平成26年12月：最終案の常任委員会報告

8 テレビのデータ放送を活用した県政情報の発信について

平成26年4月からスタートさせた、テレビのデータ放送による県政情報の発信と紙の県政だよりの配布方法の変更については、いろいろな媒体・機会を活用して周知を行っています。

今後、順次実施しているアンケート結果などをもとに、データ放送をはじめとした県政情報発信について改善を図っていきます。

1 データ放送及び県政だよりの配布方法の見直しに関するご意見について

4月以降電話・メール等で寄せられた県民の方からの意見の概要は次の通りです。

(1) 件数

4月 69件（平均3.3件/日）、5月 42件（同2.1件）、6月 5件（同1.0件）

7月 9件（同0.4件）、8月 6件（同0.3件）、9月 6件（同0.3件）

※9月は第4週目まで

(2) 寄せられた意見の主な内容

[データ放送に関するここと]

- ・データ放送が始まったことをもっとPRすべき

[県政だより配布方法の見直しに関するここと]

- ・紙の県政だよりがどこで入手できるのか教えてほしい
- ・紙の県政だよりの各戸配布の継続を希望する

2 データ放送の周知について

これまでのテレビ、ラジオ、新聞、県政だより紙面による周知に加え、次の機会を活用して、データ放送に関する周知を実施しています。

(1) PRキャラバンの実施

①県イベント及びショッピングセンターでのPRキャラバン（4～11月）

- ・実際にデータ放送の操作を体験してもらいながらのPR

- ・年10回予定のうち7回実施済。残り3回は県イベントで実施予定

②駅前等啓発（4～6月）

- ・駅前及びスーパーマーケット入口でのPR（計画した10回とも終了）

(2) メディアへの広告掲載及びスポットCM放映

①フリーペーパーへの広告掲載

- ・県内8地域で発行されるフリーペーパーに広告を年間3回掲載予定

- ・第1回目は各誌5月号に、第2回目は各誌10月号に掲載済

[発行地域及び部数]

桑名、四日市、鈴鹿・亀山、津、松阪、伊勢・鳥羽、名張・伊賀、東紀州の各地域（合計約54万部発行）

②三重テレビの全国高等学校野球選手権三重大会中継番組における15秒スポットCM等の放映（7月）

(3) データ放送閲覧者に対するプレゼントキャンペーンの実施

データ放送の利用を促進するため、データ放送版「県政だより みえ」を見て応募していただく形式で、県産品をプレゼントする企画を実施します。（10月～来年3月）[10月の賞品は、三重のお米「結びの神」]

3 新聞折込チラシについて（本年度から実施）

データ放送の導入に際し、紙媒体による県政情報発信の充実のため、新聞折込チラシ（「旬の情報を届け！みえだより」）による広報を開始しました。

(1) 概要

- ①発行回数及び折込部数：年間3回。各回約63万部（県内全域）
- ②チラシの体裁：B4版両面2頁カラー印刷
- ③折込新聞：中日、朝日、毎日、読売、産経、伊勢、日本経済の各紙

(2) 発行時期及び内容

- ①第1回（26年5月2日発行済）
 - 平成26年度予算概要及びテレビのデータ放送閲覧方法等の説明
- ②第2回（26年9月25日発行済）
 - 熊野古道世界遺産登録10周年及びデータ放送プレゼント企画告知
- ③第3回（11～12月発行予定）
 - 少子化対策の取り組みなど

4 アンケート調査の実施について

(1) 調査の手法及び実施時期

幅広い意見を収集するため、以下の手法を併用してアンケートを実施しています。

- ① 県イベントでのPRキャラバン実施時の対面聞き取り調査（7～11月）
- ② 県内各地で開催される「みえ出前トーク」での調査（7～11月）
- ③ 県の各種媒体を活用した調査（9～10月）
 - ・e-モニター（電子アンケート）
 - ・紙版及びデータ放送版「県政だより みえ」
 - ・県ホームページ（申請・届出等手続きの総合窓口）

(2) 調査項目

- ・県の情報の入手方法及び入手状況について
- ・データ放送版県政だよりの操作方法と見やすさについて
- ・紙版県政だよりの入手場所と配置状況について

(3) 調査結果（9月末時点集計分の速報）

- ①回答件数 1,781件（みえ出前トーク 1,158件、e-モニター623件）
- ②調査結果の概要
 - データ放送で県情報を入手していると回答したのは約1割

- 「現在、必要な県の情報は入手できている」と回答したのは約5割
- データ放送を見たことがある人のうち、操作方法や見やすさについて肯定的な回答（わかりやすい・見やすい、ふつう）をしたのは約9割
- 紙の県政だよりの配置場所がわかりやすいと回答したのは約6割強

[主な自由意見]

- データ放送のPRが足りない
- データ放送は階層が深く見にくい、また、表示に時間がかかる
- データ放送をもっと充実させてほしい
- データ放送はいつでも見ることができるので便利である
- データ放送はコスト削減のためには仕方がないと思う
- 紙版の各戸配布を継続するべきである
- 紙版の施設配置場所をもっと周知してほしい

なお、アンケートの最終結果は、12月常任委員会で報告します。

5 アンケート結果（速報）を踏まえた今後の取り組みについて

今後とも、県の広報媒体としてのデータ放送の認知度向上と浸透を図っていきます。また、アクションプランの検討と合わせ、データ放送をはじめとした各媒体の特性を生かしたベストミックスによる県政情報の発信方法のあり方について検討を進めていきます。

9 審議会等の審議状況について
 (平成26年6月3日～平成26年9月15日)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成26年6月25日、7月15日、7月18日、8月8日
3 委 員	会長 早川 忠宏 会長職務代理 竹添 敦子、川村 隆子 委員 岩崎 恭彦 他3名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て4事案について審議され、うち3事案について答申の確定が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成26年9月19日 今後の予定：不服申立事案等処理のため、月2回程度開催します。

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成26年7月2日、7月29日
3 委 員	会長 藤枝 律子 会長職務代理 白石 友行 委員 尾西 孝志 他2名
4 質問事項	開示決定等に係る不服申立事案について 個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について
5 調査審議結果	個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項 1事案の調査審議の議事録の確定等が行われました。
6 備 考	次回開催日：平成26年10月29日 今後の予定：不服申立て事案等処理や個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項の処理のため月1回程度開催します。